⑼　参照情報

［ａ・ｂ　略］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下ｃからｅまでにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｄ　［略］

ｅ　法第23条の４第１項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「１　有価証券報告書及びその添付書類」、「２　半期報告書」、「４　外国会社報告書及びその補足書類」及び「５　外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

⑽　参照書類の補完情報

ａ　［略］

ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。

⑾　［略］

第十四号の四様式

【表紙】

【発行登録番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑴	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

⑼　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書（以下ｃからｅまでにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｄ　［同左］

ｅ　法第23条の４第１項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「１　有価証券報告書及びその添付書類」、「２　四半期報告書又は半期報告書」、「４　外国会社報告書及びその補足書類」及び「５　外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

⑽　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。

⑾　［同左］

第十四号の四様式

【表紙】

【発行登録番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑴	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）